

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 4 月 20 日
東京圏国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(11) 名称：都市公園占用保育所等施設設置事業

内容：都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例

（国家戦略特別区域法第 20 条の 2 に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業）

⑩ 社会福祉法人みわの会が、東京都立木場公園（東京都江東区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】

⑪ 社会福祉法人風の森が、東京都立和田堀公園（東京都杉並区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 4 月設置】

⑫ 足立区が、東京都立東綾瀬公園（東京都足立区）に保育所を設置し、保育サービスの需要に対応する。【平成 30 年 8 月設置】

(20) 名称：国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

内容：粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構において、粒子線治療の普及及び日本製診療用粒子線照射装置の輸出促進のため、外国の医師、看護師又は診療放射線技師や、同行する放射線物理学の専門家等を受け入れ、粒子線治療に係る研修の期間を現行の 1 年から 2 年までとする。

【平成 29 年 9 月より実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「東京開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等並びに外国人の在留資格認定証明書交付申請（以下、「法人設立等申請」という。）のための窓口を集約し、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「東京開業ワンストップセン

ター」(以下「ワンストップセンター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 27 年 4 月 1 日に設置】

ワンストップセンターには、渋谷及び丸の内にサテライトセンターを設置する。【渋谷は平成 29 年 4 月 1 日、丸の内は平成 29 年 7 月 1 日に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び東京都
- ii) 設置場所：独立行政法人日本貿易振興機構本部 7 階（アーク森ビル：東京都港区赤坂 1-12-32）
渋谷サテライトセンター（渋谷区渋谷 2-22-8 名取ビル 306 号室）
丸の内サテライトセンター（千代田区丸の内 2-1-1 明治安田生命ビル低層棟 2 階）
- iii) ～ v) （略）

(4) 事項：テレワークの普及を促進するための「東京テレワーク推進センター」の設置
内容：テレワークの普及を促進することにより、企業における優秀な人材の確保及び生産性の向上を支援するため、企業及び労働者に対し、テレワーク導入に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「東京テレワーク推進センター」(以下「テレワークセンター」という。)を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。また、事業実施に伴う必要な規制・制度改革についても、併せて検討する。【平成 29 年 7 月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）及び東京都
- ii) 設置場所：東京都文京区後楽 2-3-28 K. I. S 飯田橋 6 階
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、テレワーク相談員等を配置する。
- iv) 事業内容：テレワークセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・テレワークの体験機会の提供
 - ・テレワーク相談員による窓口相談等の対応
 - ・コンサルタントの派遣
 - ・職場意識改善助成金（テレワークコース等）の受付
 - ・テレワーク導入企業及びその志望者向けの就職面接会や企業説明会の実施 等